ワンナンバーサービス利用規約

株式会社ＮＴＴドコモ（以下「当社」といいます）は、当社が別途定める 5Gサービス契約約款又は Xi サービス契約約款（以下総称して「契約約款」といいます）のほか、この「ワンナンバーサービス利用規約」（以下「本規約」といい、以下契約約款と本規約を併せて「本規約等」といいます）を定め、本規約等により「ワンナンバーサービス」（契約約款に定める「ワンナンバー機能」をいい、以下「本サービス」といいます）を提供します。なお、本規約は、契約約款の一部を構成します。

第１条（規約の適用）
本規約等は、本サービスの利用に関する当社との間の一切の関係に適用されます。本規約等の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。

第２条（用語の定義）
(1) Xi 契約等：契約約款に定める５Ｇ 契約、又は Xi 契約の総称をいいます。
(2) Xi 契約者等：契約約款に定める５Ｇ 契約者、又は Xi 契約者の総称をいいます。
(3) 利用契約：当社から本サービスの提供を受けるための本規約等に基づく契約をいいます。
(4) サービス契約者：Xi 契約者等のうち、当社との間で利用契約を締結した者をいいます。
(5) 本サービスサイト：本サービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト＜https://www.docomo.ne.jp/service/one_number/＞又は＜https://onenumber.docomo.ne.jp/ ＞（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします）をいいます。なお、本規約において本サービスサイト上に定めることとしている条件については、本サービスサイト上の定め（本サービスサイト上の定めが変更された場合は変更後のものとします）も、本規約の一部を構成し、本規約の内容に含まれるものとします。
(6) 対応端末：当社が本サービスを利用することができる自営端末設備として別途本サービスサイト上で指定する端末をいいます。
(7) 本サービスアプリ：本サービスを利用するために必要となる本サービス専用のアプリケーションソフトウェアをいいます。
(8) アプリ使用条件：当社が本サービスアプリの使用条件として別途定めるものをいい、本サービスアプリのインストール時に表示されるものをいいます。
(9) 親機：Xi 契約等において利用しているスマートフォン等の携帯電話機をいいます。
(10) 子機：親機で利用している電話番号を、使用することができる当社が別途指定する製品をいいます。
(11) 「本オプション」とは、当社が、マルチデバイスオプションという名称で、本オプショ

ン契約者に対して有償で提供する第3条第2項に定める機能をいいます。

(12)「本オプション契約者」とは、サービス契約者のうち、当社との間で本オプション利用契約を締結した者をいいます。

(13)「本オプション利用契約」とは、本オプションを利用するために、本規約等に基づき当社とサービス契約者との間で締結される契約をいいます。

(14)「サービス契約者等」とは、サービス契約者と本オプション契約者を総称した者をいいます。

第3条（本サービスの内容等）

1. 本サービスは、次に掲げる機能を提供することを内容とし、その詳細は、本サービスサイト上に定めるとおりとします。なお、対応端末の種別、本サービスアプリのバージョン、サービス契約者等の契約状態等によっては、利用できる機能に制限がある場合があります。
   - 1 つの電話番号を親機及び 1 台の子機で共有し、親機又は子機を使用して音声通話、パケット通信及び SMS 送受信を行うことができる機能。
2. 本オプションは、次に掲げる機能を提供することを内容とし、その詳細は本サービスサイト上に定める通りとします。
   - 本サービスを利用するにあたり、子機の台数を最大5台まで追加することができる機能。
3. 本サービスの利用前に、当社所定の方法により、あらかじめ親機と子機をペアリングし、子機に本サービスにかかわる情報（以下、「ワンナンバー登録情報」といいます）を登録する必要があります。なお、ワンナンバー登録情報の登録には、子機を提供する事業者の運営するサービスとドコモ回線 d アカウント（当社が別途定める d アカウント規約に基づき発行するものをいいます。以下同じとします）の連携が必要となる場合があります。
4. 親機及び子機を使用して同時に音声通話を行うことはできません。なお、親機又は子機にて音声通話中に、非通話中の親機又は子機から緊急機関宛て緊急通報（「110（警察）」、「119（消防・救急）」、「118（海上保安庁）」をいい、以下同じとします）を行う場合、先行する音声通話を切断し（ただし、先行する音声通話も緊急通報である場合を除きます）、緊急通報を優先いたします。
5. 子機からの音声通話、パケット通信及び SMS 送受信は、すべて親機を利用して行った通信とみなして取り扱います。
6. 本サービスの利用には、sp モード（当社が別途定める sp モードご利用規則に規定するものをいい、以下同じとします）、ahamo インターネット接続サービス（当社が別途定める ahamo インターネット接続サービスご利用規則に規定するものをいい、以下同じとします）、irumo インターネット接続サービス（当社が別途定める irumo インター

ネット接続サービスご利用規則に規定するものをいい、以下同じとします）又はドコモ mini インターネット接続サービス（当社が別途定める ドコモ mini インターネット接続サービスご利用規則に規定するものをいい、以下同じとします）への加入及び契約約款に規定する利用者登録をする必要があります。sp モード、 ahamo インターネット接続サービス、irumo インターネット接続サービス又はドコモ mini インターネット接続サービスのご利用には、本サービスの利用にかかわらず、sp モードご利用規則、提供条件書「料金プラン（ahamo）」、提供条件書「料金プラン（irumo）」又は提供条件書「料金プラン（ドコモ mini）」に基づき別途利用料金が発生します。

7. サービス契約者等は、契約約款に規定する登録利用者に限り、本サービスを利用させるものとします。
8. 外部から位置情報検索等を受け、子機の位置情報通知を求められた場合、当社は、親機の位置情報を通知します。ただし、緊急通報を行う場合又は緊急機関から音声通話を着信する場合は、当社は、当該発着信を行った親機又は子機の位置情報を緊急機関に対して通知します。
9. 当社は、サービス契約者等にあらかじめ通知することなく、本サービスの内容及び仕様を変更し、それらの提供を停止又は中止することができるものとします。

第 4 条（利用契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する Xi 契約者等（以下「申込者」といいます）は、本規約等の内容に同意のうえ、当社所定の方法により、利用契約の申込みを行うものとします。なお、申込者が未成年者である場合は、利用契約の申込みについて法定代理人（親権者又は未成年後見人）の事前の同意を得たうえで利用契約の申込み及び本サービスの利用を行うものとします。ただし、対象料金プラン（提供条件書「料金プラン（U15 はじめてスマホプラン）」に規定する U15 はじめてスマホプラン、提供条件書「料金プラン（はじめてスマホプラン）」に規定するはじめてスマホプラン、提供条件書「料金プラン（eximo）」に規定する eximo、提供条件書「料金プラン（eximo ポイ活）」に規定する eximo ポイ活、提供条件書「料金プラン（5Gギガホ プレミア/ギガホ プレミア）」に規定する 5Gギガホ プレミア若しくはギガホ プレミア、提供条件書「料金プラン（5Gギガホ等）」に規定する 5Gギガホ若しくは 5Gギガライト、提供条件書「料金プラン（ギガホ等）」に規定するギガホ若しくはギガライト、提供条件書「料金プラン（ギガホ 2 等）」に規定するギガホ２若しくはギガライト２、提供条件書「基本プラン」に規定するカケホーダイプラン（スマホ/タブ）、カケホーダイライトプラン（スマホ/タブ）若しくはシンプルプラン（スマホ）、提供条件書「料金プラン（ahamo）」に規定する ahamo、提供条件書「料金プラン（irumo）」に規定する irumo、提供条件書「料金プラン（ドコモ MAX）」に規定するドコモ MAX、提供条件書「料金プラン（ドコモ ポイ活 MAX）」に規定するドコモ ポイ活 MAX、提供条件書「料金プラン（ドコ

モ ポイ活 20)」に規定するドコモ ポイ活 20 又は提供条件書「料金プラン（ドコモ mini)」に規定するドコモ mini をいいます。以下同じとします）以外の料金プランにて Xi 契約等を締結している Xi 契約者等は、利用契約の申込みを行うことができません。

2. 当社は、申込者に対し、前項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示又は提出を求める場合があり、申込者はこれに応じるものとします。
3. 当社は、次の各号に定める事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。
   (1) 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実に反しているとき、又はそのおそれがある場合とき。
   (2) 申込者が未成年者である場合は、その法定代理人（親権者又は未成年後見人）の同意を得ている事実を当社が確認できないとき。
   (3) 申込者が第 8 条（利用料金）に定める利用料金等その他の当社に対する債務（当社がその債権を第三者に譲渡した債務を含みます。以下同じとします）の弁済を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
   (4) 申込者が第 7 条（禁止事項）の定めに違反するおそれがあるとき。
   (5) 申込者が過去に不正利用等により利用契約又は本オプション利用契約の解除又は本サービスの提供停止の措置を受けたことがあるとき。
   (6) 申込者が本規約等に定めるサービス契約者等としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
   (7) その他、Xi 契約等の申込みを承諾しないことがある事由として契約約款に定める事由に該当するとき。
4. 利用契約は、当社が第 1 項に基づく申込みに対する承諾通知を申込者に行った時点で、当該申込者と当社との間において成立するものとします。

第 5 条（本オプション利用契約の成立）

1. 本オプションの利用を希望する Xi 契約者等（以下「本オプション申込者」といいます）は、本規約等の内容に同意のうえ、当社所定の方法により、本オプション利用契約の申込みを行うものとします。なお、本オプション申込者が未成年者である場合は、本オプション利用契約の申込みについて法定代理人（親権者又は未成年後見人）の事前の同意を得たうえで本オプション利用契約の申込み及び本オプションの利用を行うものとします。ただし、本オプション対象料金プラン（提供条件書「料金プラン（U15 はじめてスマホプラン)」に規定する U15 はじめてスマホプラン、提供条件書「料金プラン（はじめてスマホプラン)」に規定するはじめてスマホプラン、提供条件書「料金プラン（eximo)」に規定する eximo、提供条件書「料金プラン（eximo ポイ活)」に規定する eximo ポイ活、提供条件書「料金プラン（5Gギガホ プレミア/ギガホ プレミア)」

に規定する 5Gギガホ プレミア若しくはギガホ プレミア、提供条件書「料金プラン（5Gギガホ等）」に規定する 5Gギガホ若しくは 5Gギガライト、提供条件書「料金プラン（ギガホ 2 等）」に規定するギガホ２若しくはギガライト２、提供条件書「料金プラン（ahamo）」に規定する ahamo、提供条件書「料金プラン（irumo）」に規定する irumo、提供条件書「料金プラン（ドコモ MAX）」に規定するドコモ MAX、提供条件書「料金プラン（ドコモ ポイ活 MAX）」に規定するドコモ ポイ活 MAX、提供条件書「料金プラン（ドコモ ポイ活 20）」に規定するドコモ ポイ活 20 又は提供条件書「料金プラン（ドコモ mini）」に規定するドコモ mini をいいます。以下同じとします。）以外の料金プランにて、Xi 契約等を締結している Xi 契約者等は、本オプション利用契約の申込みを行うことができません。

2. 当社は、本オプション申込者に対し、前項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示又は提出を求める場合があり、本オプション申込者はこれに応じるものとします。
3. 当社は、次の各号に定める事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該本オプション申込者からの申込みを承諾しないことがあります。
   (1) 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実に反しているとき、又はそのおそれがある場合とき。
   (2) 本オプション申込者が当社との間で利用契約を締結していないとき
   (3) 本オプション申込者が未成年者である場合は、その法定代理人（親権者又は未成年後見人）の同意を得ている事実を当社が確認できないとき。
   (4) 本オプション申込者が第 8 条（利用料金）に定める利用料金等その他の当社に対する債務（当社がその債権を第三者に譲渡した債務を含みます。以下同じとします）の弁済を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
   (5) 本オプション申込者が第 7 条（禁止事項）の定めに違反するおそれがあるとき。
   (6) 本オプション申込者が過去に不正利用等により利用契約又は本オプション利用契約の解除又は本サービスの提供停止の措置を受けたことがあるとき。
   (7) 本オプション申込者が本規約等に定めるサービス契約者等としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
   (8) その他、Xi 契約等の申込みを承諾しないことがある事由として契約約款に定める事由に該当するとき。
4. 本オプション利用契約は、当社が第 1 項に基づく申込みに対する承諾通知を本オプション申込者に行った時点で、当該本オプション申込者と当社との間において成立するものとします。

第 6 条（暗証番号等）

1. 本サービスの利用にあたっては、当社が Xi 契約等に基づき発行するネットワーク暗証

番号（以下「暗証番号」といいます）又はドコモ回線 d アカウントの入力が必要となる場合があります。

2. 当社は、本サービスの利用においてサービス契約者等以外の第三者によって暗証番号又はドコモ回線 d アカウント（以下「暗証番号等」といいます）が入力された場合は、当社の故意又は過失による場合を除き、全てサービス契約者等自身により入力されたものとみなします。サービス契約者等は、暗証番号を善良なる管理者の注意義務をもって第三者に知られないように管理し、これを第三者に対して開示し、利用させ、又は貸与、譲渡、売買等してはならないものとします。暗証番号等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はサービス契約者等が負うものとし、当社の故意又は過失による場合を除き、当社は責任を負いません。
3. 暗証番号等が不正に利用されたことにより、当社に損害が生じた場合、サービス契約者等は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

第 7 条（禁止事項）

サービス契約者等は、本サービスの利用にあたって、契約約款に基づき Xi 契約者等に課せられる義務に違反する行為又はそのおそれのある行為のほか、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

(1) ドコモ回線 d アカウントを不正に使用する行為。
(2) 本サービスアプリについて、複製、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含みます）、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、本サービスアプリを第 20 条（知的財産権等）に定める範囲を超えて利用し、又は使用する行為。
(3) 本サービスアプリについて、改変若しくは改ざんを行い、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します）を行う行為。
(4) 本サービスアプリに付されている著作権表示その他の権利表示を除去し、又は変更する行為。
(5) 当社の定める手順に反する方法で本サービスアプリをインストールし、使用する行為。
(6) その他、本サービスアプリを、アプリ使用条件に反する方法若しくは反するおそれのある方法で利用し、又は使用する行為。

第 8 条（利用料金）

1. 本サービスの利用に係る料金（以下「利用料金」といいます。）は、月額 550 円（税込）となります。
2. 本オプションの利用にかかる料金（以下「本オプション利用料金」といい、利用料金と総称して「利用料金等」といいます）は、月額 550 円（税込）となります。
3. サービス契約者等は、毎月の利用料金等を、契約約款に基づく 5 G サービス又は Xi サ

ービスの料金（以下総称して「Xi 料金等」といいます）と併せて支払うものとします。なお、利用料金等の請求方法及び支払方法については、本規約に別段の定めがある場合を除き、Xi 料金等に係る契約約款の定めを準用するものとします。

4. 利用契約又は本オプション利用契約の成立日又は終了日が月の途中の場合における、それぞれの月の利用料金等は、日割計算によって算定された額とします。
5. サービス契約者等は、利用料金等その他の当社に対する債務（延滞利息を除きます）についてその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として第 2 項に定める方法により支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払があった場合は、延滞利息の支払を要しません。
6. 当社は、利用料金等その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
7. Xi 契約等を締結しているサービス契約者等は、当社が利用料金等その他のサービス契約者等に対する債権を当社が指定する第三者に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。
8. 本サービスの利用にあたっては、契約約款及び当社が別途定める提供条件書に規定する通信料がかかります。
9. 利用料金等は、当社が別途定める提供条件書「ハーティ割引」に規定する各種サービスの月額使用料割引の対象外となります。

第 9 条（個人情報）

当社は、本サービスの提供にあたり申込者及びサービス契約者等から取得する個人情報の取り扱いについて、別途「NTT ドコモ プライバシーポリシー」において公表します。なお、サービス契約者等は、別途当社の定める「5G・Xi・FOMA/請求情報等の第三者提供」に同意する必要があります。

第 10 条（利用契約・本オプション利用契約の解約）

1. サービス契約者は、利用契約の解約を希望する場合は、当社所定の方法によりその旨を当社に申し出ることにより、利用契約を解約することができるものとします。この場合、当社が、解約手続が完了した旨をサービス契約者に通知した時点で利用契約は終了するものとします。
2. 本オプション契約者は、本オプション利用契約の解約を希望する場合、当社所定の方法によりその旨を当社に申し出ることにより、本オプション利用契約を解約することができるものとします。この場合、当社が、解約手続が完了した旨を本オプション契約者に通知した時点で本オプション利用契約は終了するものとします。なお、本オプション利用契約の終了後も利用契約が存続する限り、本オプション以外の本サービスを引き

続き利用することができるものとします。

第 11 条（利用契約・本オプション利用契約の解除）
当社は、契約約款に定める場合のほか、サービス契約者等が次の各号の一に該当するときは、利用契約又は本オプション利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
（1）Xi 契約等の料金プランが対象料金プラン以外となったとき。
（2）sp モード、 ahamo インターネット接続サービス、irumo インターネット接続サービス又はドコモ mini インターネット接続サービスの廃止があったとき。
（3）契約約款の規定により登録利用者の登録が削除されたとき。
（4）第 7 条（禁止事項）に違反したと当社が判断したとき。

第 12 条（利用契約・本オプション利用契約の終了）
1. サービス契約者等と当社との間の本サービスに係る Xi 契約等が終了した場合、当該終了の時点をもって利用契約及び本オプション利用契約も自動的に終了するものとします。
2. 利用契約が解約その他の事由により終了した場合、終了時点以降は、本サービスをご利用いただくことはできません。なお、その後に再度利用契約を締結された場合であっても、終了時点以前に利用されていた際の本サービスの設定情報等は新たな利用契約には引き継がれません。
3. 利用契約が解約その他の事由により終了した場合、本オプション利用契約は自動的に終了するものとします。

第 13 条（損害賠償の制限）
1. 当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかった場合の当社が負う損害賠償責任の範囲等は、契約約款に定めるところに従います。
2. 当社の故意又は重大な過失によりサービス契約者等に損害を与えた場合は、前項その他本規約において当社を免責する規定は適用しません。

第 14 条（通知）
1. 当社は、本サービスに関するサービス契約者等への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
   (1) サービス契約者等が契約約款に基づき当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知。
   (2) サービス契約者等が利用する sp モード電子メール（当社が別途定める sp モードご利用細則に基づくメッセージ R（リクエスト）及び sp モードメール若しく

はを指します。）のメールアドレスへの通知又は契約約款に定めるショートメッセージ通信モード（SMS）による通知。

(3)　その他当社が適当と判断する方法。

2. 前項各号に掲げる方法によるサービス契約者等への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
3. 当社は、第 1 項各号に掲げる方法のほか、本サービスサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関するサービス契約者等に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を本サービスサイト上に掲載した時点をもって当該通知がサービス契約者等に対してなされたものとみなします。

第 15 条（残存効）

利用契約が終了した後も、第 8 条（利用料金）、第 9 条（個人情報）、第 13 条（損害賠償の制限）及び第 19 条（契約約款の適用）の定めは、なお有効に存続するものとします。

第 16 条（規約の変更）

当社は、次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合は、サービス契約者等へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更できるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更日以降は変更後の本規約が適用されます。

(1) 本規約の変更が、サービス契約者等の一般の利益に適合するとき。
(2) 本規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

第 17 条（Xi 契約等の名義変更）

契約約款に基づく Xi 契約等の名義変更があった場合は、第 12 条（利用契約・本オプション利用契約の終了）に基づき利用契約は終了し、利用契約に基づくサービス契約者等の権利及び義務は名義変更後の Xi 契約者等には承継されません。

第 18 条（本サービスの廃止）

1. 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとし、この場合、本サービスサイト上に掲載する方法により、サービス契約者等に対してその旨を周知するものとします。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、当該時点をもって利用契約及び本オプション利用契約は自動的に終了するものとします。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部を廃止するときは、廃止の期日等をサービス契約者等へ通知します。

3. 当社は、第 1 項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止したことによりサービス契約者等に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第 19 条（契約約款の適用）
本サービスの利用に関し、本規約に定めのない事項については、契約約款の定めが適用されるものとします。

第 20 条（知的財産権等）
本サービスに関連して、又は本サービスを通じてサービス契約者等に提供される本サービスアプリに係る著作権等の知的財産権その他一切の権利は、当社又は第三者に帰属します。利用契約及び本オプション利用契約の締結は、サービス契約者等に対してこれらに関する何らの権利を移転するものではなく、サービス契約者等は、利用契約及び本オプション利用契約に基づく本サービスの利用に必要な範囲に限って、本サービスアプリを使用することができるものとします。

第 21 条（本サービスアプリの契約不適合）
当社は、本サービスアプリに利用契約及び本オプション利用契約に定める内容に適合しない点（以下「契約不適合」といいます。）が発見された場合で、当該契約不適合の修補が必要であると認めたときは、利用契約及び本オプション利用契約に定める内容に適合する本サービスアプリを提供し、又は当該本サービスアプリの契約不適合を修補するよう努めますが、その実現を保証するものではありません。当社が本サービスアプリの修補を行った場合、サービス契約者等は、本サービスアプリを再ダウンロードし、又はバージョンアップする必要があります。なお、本サービスアプリの再ダウンロード又はバージョンアップが完了するまでの間、本サービスを利用できないことがあります。

附則
2020 年 3 月 25 日 制定
2021 年 1 月 25 日 改定
2021 年 3 月 26 日 改定
2021 年 4 月 16 日 改定
2021 年 7 月 8 日 改定
2022 年 3 月 1 日 改定
2022 年 6 月 29 日 改定
2022 年 11 月 16 日 改定
2023 年 7 月 1 日 改定
2023 年 11 月 20 日改定

2024年9月10日改定
2025年6月5日改定